

破産法改正

第5回 労働債権の一部財団債権化等

今回の破産法改正で大きく変わったことのひとつが労働債権の一部財団債権化、租税等債権の一部破産債権化である。これにより、これまで財団債権である租税等債権を支払い、優先的破産債権である労働債権の支払ができないまま破産手続を終了していた破産事件についても、財団債権として労働債権を支払うことができるようになった。

租税等債権の一部優先的破産債権化

旧破産法は、破産宣告前の租税等債権をすべて財団債権（破産手続の制約を受けずに随時弁済を受けることができ、破産債権に先だって弁済する債権）とし、破産宣告後の租税等債権は破産財団に関して生じたものを財団債権として、租税等債権について破産手続上の優先的地位を認めていた（旧法47条2号）。これに対し、新破産法は、財団債権となる範囲を制限し、破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等債権は、破産手続開始当時、まだ納期限が到来していないもの又は納期限から1年を経過していないものに限り、財団債権とし（148条1項3号）、納期限から1年を経過したものは、優先的破産債権とした（98条1項）。ここでいう「納期限」は、滞納処分を受ける期限としての「具体的納期限」である。破産手続開始後の原因に基づいて生じた租税等債権は、「破産財団の管理、換価に関する費用の請求権」（148条1項2号）に関するものが財団債権となる。新破産法での租税等債権の優先順位をまとめたのが右上の表である。

労働債権の一部財団債権化

旧破産法は、未払の給与債権は破産宣告前の給与債権が優先的破産債権であり（旧法39条、47条8号）、破産宣告後解雇までの分が財団債権となっていた。退職金についても、賃金の後払的性格を有するものとして、破産宣告前の退職金債権は、優先的破産債権とされて

租税等債権の優先順位

	要件	本税	附帯税	加算税等
破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等債権	① 開始当時まだ納期限が到来していないもの又は納期限から1年を経過していないもの	財団債権 (148 I ③)	財団債権 (148 I ③)	劣後的破産債権 (148 I ③, 97⑤)
	② 開始当時納期限から1年を経過したもの	優先的破産債権 (98 I)	① 破産開始前のもの 優先的破産債権 (98 I) ② 破産開始後のもの 劣後的破産債権 (99 I ①, 97③)	劣後的破産債権 (99 I ①, 97⑤)
破産手続開始後の原因に基づいて生じた租税等債権	① 破産財団の管理、換価及び配当に関する費用の請求権に該当するもの	財団債権 (148 I ②)	財団債権 (148 I ②)	財団債権 (148 I ②)
	② ①以外のもの	劣後的破産債権 (99 I ①, 97④)	劣後的破産債権 (99 I ①, 97④)	劣後的破産債権 (99 I ①, 97④)

いた。新破産法は、破産手続開始前3月間の破産者の使用人の給与債権部分を財団債権とし（149条1項）、その余の部分を優先的破産債権とした（98条1項）。破産手続終了前に退職した使用人の退職金債権については、退職前3月間の給与の総額（その総額が破産手続開始前3月間の給料の総額より少ない場合には、破産手続開始前の3月間の給料の総額）に相当する額を財団債権とし（149条1項）、その余を優先的破産債権とした（98条1項）。

財団債権の優劣

財団債権全額の支払ができない場合には、財団債権間の優先順位にしたがって支払うことになる。その優先順位は、「破産債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権」（148条1項1号）、「破産財団の管理、換価及び配当に関する費用の請求権」（同項2号）に該当する財団債権に優先性が認められ、その余の財団債権間では同順位である。財団債権としての労働債権と租税等債権が競合する場合には、その優先順位は破産手続開始後の原因に基づき生じた租税等債権のうち破産法148条1項2号に該当する財団債権に優先権があり、その余については労働債権と租税等債権は同順位で債権額の割合によって弁済される（152条1項）。

（法律研究部倒産法部 加々美 博久）